

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設制度施行細則

第1条 歯科麻酔指導医・歯科麻酔学指導施設制度規則の施行にあたって、同規則に定められている事項以外は、次の各項の規則にしたがうものとする。

第2条 歯科麻酔指導医は以下の要件を満たさなければならない。

- 1 臨床実績：申請までの5年間で、500症例以上の全身管理症例の経験（指導症例も含む）があること
- 2 研究実績：申請までの5年間で、麻酔関連論文を3編以上（最低1編は日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、またはJournal of Dental Anesthesia and Pain Medicine掲載論文を有し、かつ麻酔関連学術集会での発表が3題以上あること
- 3 指導経験：歯学部学生、歯科臨床研修医に対する100時間以上の歯科麻酔学に関する講義および実習指導経験があり、かつ3名以上の認定医あるいは歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験を有していること

認定医ならびに歯科麻酔専門医資格の取得に関わる指導・教育経験とは、当該施設において所属する診療科等におけるものであり、当該施設において1年以上専従した認定医申請者が、認定医取得に必要な症例のうち、全身麻酔75症例以上を含む100症例以上の麻酔管理の指導・教育を受けたことを指す。または、当該施設において2年以上専従した歯科麻酔専門医申請者が、指導・教育を受けたことを指す。

教育および指導に関する実績には、臨床業績ならびに医療関係者、学生および一般の人々に対する歯科麻酔学に関する講義ならびに実習等の指導実績も含む。

- 4 その他、理事会が適当と認めたもの

第3条 公益社団法人日本麻酔科学会の認定する麻酔科認定病院（以下「麻酔科認定病院」という）が歯科麻酔学指導施設と連携している場合、麻酔科認定病院は歯科麻酔学指導施設の一環とする。連携している麻酔科認定病院がある場合は、連携している麻酔科認定病院の一覧の提出が必要となる。

第4条 歯科麻酔学指導施設は以下の要件を満たさなければならない。

- 1 歯科治療または口腔外科手術における歯科医師による全身麻酔および静脈内鎮静法症例が合計で200例以上あること。但し、全身麻酔症例は100例以上あること。
- 2 全身麻酔症例の半数以上は気管内挿管症例であること
- 3 歯学教育機関であること、または診療科目“歯科麻酔”等の院内掲示がされ、専従的な業務形態が確立されていること
- 4 歯科麻酔に関して適切な教育・臨床・研究を行える指導體制が確立されていること
歯科麻酔に関して適切な教育・臨床・研究を行える指導體制とは、指導医の他に2名以上の者が歯科麻酔科業務に専従しており、うち1名は日本歯科麻酔学会認定医あるいは歯科麻酔専門医であるものとする。

- 5 申請時点から遡って過去5年間に5編以上の歯科麻酔学に関連した学術論文（うち2編以上は日本歯科麻酔学会雑誌、Anesthesia Progress、または Journal of Dental Anesthesia and Pain Medicine）を發表していること
- 6 救急蘇生の研修が定期的かつ継続的に実施され、リスクマネジメントシステムが構築されていること
- 7 設備・備品等に関して下記の項目が満たされていること
 - (1) 全身麻酔に必要な麻酔器、監視装置等の機材が備わっていること
 - (2) 酸素吸入、吸引装置、モニタ機器を備えた回復室があること
 - (3) 救急蘇生に必要な除細動器等の機材、救急薬品が備わっていること
 - (4) 心電図、胸部X線、血液等の検査が行えること
 - (5) 麻酔学に関連する相当数の図書の閲覧、電子媒体の使用が行えること

第5条 歯科麻酔指導医・歯科麻酔指導医制度規則第5条2項に定められた実地審査とは、以下の項目全てを確認・審査するものとする。

- 1 当該申請者の勤務実態が、常勤かつ専従の条件を満たすこと。
- 2 当該申請者の指導実態が、全身麻酔、鎮静法および本学会認定医制度施行細則第5条に記載された研修内容を適切に指導していること。
- 3 当該施設の全身麻酔器、監視装置、回復室、救急蘇生関連機材、臨床検査態勢等が、十分な整備がなされていること。
- 4 当該施設の麻酔学関連の書籍、資料等が、十分な整備がなされていること。
- 5 救急蘇生研修が、定期的かつ継続的に実施がなされていること。
- 6 当該施設の医療安全体制が、十分な整備がなされていること。

第6条 指導施設の認定期間は5年間であり、毎年4月1日から5年目の3月31日までとする。

第7条 審査申請料50,000円、および更新審査料50,000円とする。但し、歯科医育機関に属する大病院等で歯科麻酔科またはそれに相当する診療部門およびその指導医は免除されるものとする。

第8条 本規則を変更する場合は、審査委員会で審議し、理事会の承認を必要とする。但し、専門医機構の承認が必要な内容の変更については、理事会での承認後、専門医機構の承認を必要とする。

付則

- 1 本細則第3条に定める麻酔科認定病院を歯科麻酔学指導施の一環とすることについては、2026年7月1日より施行する。
- 2 本細則第6条にかかわらず、2025年、2026年、2027年、2028年、2029年に新規取得または更新した指導施設の資格は、それぞれ2025年7月1日から2030年3月31日、2026年7月1日から2031

年3月31日、2027年7月1日から2032年3月31日、2028年7月1日から2033年3月31日、2029年7月1日から2034年3月31日までとする。